

この事故で、当該バスに乗っていた乗客18名のうち11名、当該バスの運転者及び乗用車に乗っていた4名の計16名が負傷し、病院に搬送され治療を受けた。なお、乗用車に乗っていた2名は重傷の模様。

事故現場は、信号機のない交差点で、乗用車側に一時停止の標識があった。

(4) タクシーが乗用車と衝突した事故

～交差点では、「自動車等が出てくるかもしれない」と防衛運転を！～

5月16日午前1時30分頃、静岡県において、タクシーが交差点を右折しようとしたところ、対向車線を直進して来た乗用車と衝突したものの。

この事故で、当該タクシーの運転者及び乗客の計2名が重傷を負い、乗用車の運転者が軽傷を負った。

当該タクシーは、当時、交差点の信号が赤から青に変わった後、発進したところ衝突したとのこと。

(5) タクシーがトラックと衝突し、炎上した事故

5月17日午前0時45分頃、神奈川県首都高速湾岸線において、タクシーが空車にて運行中、前方を走行していたトラックに追突し、更に、弾みで道路左側の側壁に衝突して炎上した。

この事故で、当該タクシーの運転者が胸などを打つ軽傷を負った。

事故現場は、片側3車線の直線道路で、消火作業等により、現場付近は約2時間にわたり車線規制となった模様。

(6) タクシー運転者が強盗に遭った事件

5月19日午後10時25分頃、愛媛県において、タクシーの乗客が突然当該タクシーの運転者に停止を指示した後、運転者の顔を殴り、ナイフで切りつけ、売上金約2万円の入ったポーチを奪って逃走した。

この事件で、当該タクシーの運転者は首に切り傷を負った。

警察は、強盗事件として逃げた男の行方を捜査中。

なお、タクシーには防犯用仕切板が設置されていた。

(7) タクシー運転者が遺体で発見された事件

5月20日午前3時45分頃、神奈川県で「タクシーから煙が出ている」と110番通報があり、警察などが駆けつけ、運転席付近が燃えたタクシーを調べたところ、トランクの中で当該タクシーの運転者の遺体が発見された。

警察によると、遺体の首には刃物によるとみられる傷があったとされ、現在、殺人事件として捜査中。

なお、事業者は、当該タクシーの運転者と連絡がとれなくなったことから、タクシーに搭載したGPS装置によりタクシーの位置を確認。その後、会社の同僚が当該タクシーを探し出し、警察に通報したものの。

また、当該タクシーには、午前2時過ぎにJR平塚駅から乗客を乗せた記録

が残っていた。

(8) タクシーが歩行者を撥ねた事故

5月20日午後6時頃、神奈川県において、タクシーが空車にて運行中、道路左側の歩道を歩いていた歩行者を撥ねた後、すし店に突入した。

この事故で、撥ねられた歩行者が死亡し、当該タクシーの運転者が顔と腹部を打撲するなどの軽傷を負った。

事故現場は、一方通行の道路で、ガードレールはなかった。

(9) トラックのクレーンブームが鉄道の架線を損傷させた事故

～運転者に対して、運転前は車両周辺の確認をするよう徹底を！～

5月14日午前9時18分頃、長野県のJRの踏切において、クレーン付きのトラックがクレーンブームを上げたまま当該踏切に進入したため、当該クレーンブームが架線に引っかかった。当該トラックの運転者はクレーンブームが架線に接触したことに気付いたため後退したが、これにより架線ハンガー等が損傷し、架線が垂下した。

その後、現場を通過した普通電車のパンタグラフに当該架線が引っかかり、当該パンタグラフが落下し、当該電車の2両目の側面にぶつかったため当該電車の窓ガラスが2枚破損した。

この事故で、当該電車の乗客1名がガラスの破片により耳に切り傷を負った。
なお、当該トラックと当該電車は衝突していない。

(10) トラック運転者を自動車運転過失傷害の疑いで逮捕

～運転者に対して、ひき逃げは許される行為ではないことの徹底を！～

5月14日午前11時頃、鹿児島県の国道において、トラックが交差点を左折しようとしたところ、自転車で横断中の男性を撥ねた。

この事故で、撥ねられた男性は頭を打ち、間もなく死亡した。

警察は、当該トラックの運転者を自動車運転過失傷害容疑で現行犯逮捕するとともに、救護義務違反容疑も併せて取調べを行っている。

なお、当該トラックの運転者は、被害者の自転車を引きずったまま約5キロ走行した模様であり、「何かに乗り上げた感じはしたが、人とは気づかなかった」と話しているという。

(11) トラック運転者を救護義務違反等の疑いで逮捕

～運転者に対して、ひき逃げは許される行為ではないことの徹底を！～

4月19日午後3時15分頃 埼玉県の国道の交差点において、トラックがオートバイと衝突し、トラック運転者は負傷者を救護することなくそのまま現場を走り去った。

この事故で、オートバイ運転者が重傷を負った。

その後の警察の調べで、防犯カメラの映像などから、5月18日に当該トラ

ックの運転者が自動車運転過失傷害と道路交通法違反（救護義務）の疑いで逮捕された。



【2. 「重大事故情報」のその後】

* 以前にこのメルマガで紹介した重大事故情報のその後の情報をお知らせします。

(1) タクシーが道路を歩いていた歩行者を撥ねる事故（平成22年1月8日）

=事故概要=

12月27日午後11時05分頃、宮城県で、タクシーの運転者が、道路を歩いていた歩行者を発見し、急ブレーキをかけて避けようとしたが、間に合わず当該歩行者を撥ねた。この事故で、撥ねられた歩行者は死亡。

=その後の情報=

現場は、左側に側道からの合流箇所があり、上下線合わせて5車線の横断歩道のない直線道路である。このような場所を横断する人はいないと思い、左側合流車両等に注意を向けたため、一時的に前方から注意がそれてしまったことが原因と考えられる。

～夜間は特に歩行者などに注意する必要があることの徹底を！～



【3. 社内安全教育の実施に対する支援の申請受付を開始します。】

国土交通省では、自動車運送事業者における交通事故防止のための取り組みを支援する観点から、平成22年度における事故防止対策支援推進事業（社内安全教育の実施に対する支援）の申請受付を平成22年5月25日（火）より開始します。

また、補助にあたって、当該補助事業の補助対象となるコンサルティングを認定しました。

詳細につきましては、下記URLを参照願います。

http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000041.html



【メールマガジン「事業用自動車安全通信」】

発行 国土交通省自動車交通局安全政策課

* このメルマガについてのご意見は、<jiko-antai@mlit.go.jp>までお寄せください。

よくある質問

(<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html>)

自動車交通局ホームページ

(<http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html>)

